

第10回 安来市農業委員会議事録

令和6年4月22日 午後2時00分 第10回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	10 番 仲佐 久子君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君
13 番 塩見 秀雄君	14 番 渡邊 克実君	15 番 佐々木吉茂君	17 番 吉村 正君
18 番 齋藤 哲君	19 番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年4月22日 1日
日程第 3	議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	議第41号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	報第37号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 7	報第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 8	報第39号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 9	議第42号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第10回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第10回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により3番 新田委員、4番 横山委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君
日程第3 議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページから7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、14件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は平均500メートル、農機具は管理機1台を所有しています。労働力は本人と母の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約2キロ、栽培作物は野菜類で農機具は所有していません。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、交換による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩2分、農機具は管理機1台、草刈り機1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、交換による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩2分、農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と長男、次男の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は30メートル、農機具はトラクター1台を共有、耕運機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と両親の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。6番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は平均200メートル、農機具は田植機1台、トラクター2台、乾燥機4台、耕運機

1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。7番と8番は譲受人が同じため、あわせてご説明させていただきます。7番と8番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離はいずれも約2.5キロ、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、いずれも10aあたり です。9番は、交換による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は1.5キロ、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター3台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。10番は、交換による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は0.2キロ、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。11番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は50メートル、農機具は軽トラ1台、耕運機1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人と母の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり です。12番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約1キロ、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人と両親の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。13番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は平均約1キロ、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、耕運機1台を共有で所有しています。労働力は本人と夫、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。14番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は平均約1キロ、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、耕運機1台を共有で所有しています。労働力は本人と両親の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について14番 渡邊委員お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。1番案件についてご説明いたします。この案件は、譲渡人と譲受人は親戚関係でございます。譲受人の住所の方が松江市というふうになっておりますけれども、これは仕事の関係でこちらになっておりまして、実際は同町内で農作業もやっております。従いまして他農地等に影響等はないものと考えます。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について6番 足立委員お願いします。

6番：足立 仁行君

6番 足立です。2番案件、説明させていただきます。譲渡人はここに書いてありますけれども、兵庫の方に現住所はありまして、家族の方もみんなこちらにおられて、地元のところには畑がありまして、それ

を今近所の方が畑として耕作しておられますけども、高齢のためこの土地を処分したいという事で、隣の部落に親戚筋の方がおられまして、この方に譲り渡すという事になりました。譲り受けられた方はこのまま畑の形で継続して耕作するという事で周りに影響はないと考えます。よろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

3番、4番の案件について11番 北川委員お願いします。

11番：北川 正幸君

11番 北川です。3番、4番の案件について説明いたします。まず3番案件ですけども、交換という事でこの譲渡人、譲受人は隣同士でありまして、譲受人の家の前、道路の反対側の方に、近くにありまして管理がしやすいという事で、今回の話になっております。4番案件も同じでして、家が近くて譲受人の方がその続きに田んぼを耕作されておりまして、水の管理とかもしやすいという事で、2、3年前からそういうふうにお互いに話し合っ、お互いの圃場を管理し合っていたようです。今回、話がまとまりまして、交換という話になっております。よって、他の農地に影響を与えることはないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

5番の案件について7番 北中委員お願いします。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。この土地は譲受人の自宅前の土地になりまして、元々、譲受人が維持管理しております。周辺の農地に影響を与えることはないと思われますので、委員の皆さんの審議よろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

6番の案件について5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。6番案件について説明させていただきます。この集落につきましては、大型圃場整備の中に入るわけですけども、20数年前より譲受人の方が耕作しております。今回、圃場整備の関係で所有権の移転という事になりました。この譲受人はこの集落の4人おります受け手の2番目に大きい面積を持っている人で、現在も近くで20年前より耕作しておりますので、他に影響を与えることはございません。委員の皆さんのご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

7番、8番の案件について15番 佐々木委員お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。7番案件と8番案件について説明をさせていただきます。7番案件につきましては、譲渡人の方が■■■さんという方ですが、この方は元々お嫁に来られた方で、■■■という所にお嫁に来られたんですが、その時のこの農地はおじいさん、義理のお父さんが持っておられました。ところが18年前にそのおじいさんが亡くなられてまして、その息子さん相続されました。ところがその息子さんも8年後に不慮の事故で亡くなられたので、この■■■さんが相続されたという事になりましたけども、なかなか自分では作るということができませんので、ここにいます譲受人の■■■さんという方に作ってもらっておられました。8年から10年くらい作っておられます。そういったところ、今回、話が上手くまとまりまして、今回の所有権移転の申請という形になったものでございます。作っておら

れる方が貰われますので、周りに与える影響はないと考えますので審議のほどよろしく願いいたします。また、8番案件につきまして譲渡人の3人の名前が書いてありますが、これは親子でございまして、お母さんと娘さん2人でございますけど、この方も18年前にお父さんが亡くなられてまして、この3人の方の名義で相続をされたという事ではありますが、3人とも田んぼを作るという事は出来ませんので、譲受人の[]さんに頼まれて、以来、ずっと作っておられました。今回、話がまとまりましたので所有権の移転という事で、今回の申請があったものでございます。作っておられた方が貰われますので、周囲に与える影響は少ないものと考えますので、委員の皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議長：齋藤 哲君

9番、10番、12番、13番、14番の案件について14番 渡邊委員をお願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。まず9番、10番についてご説明いたします。この両案件は耕作の利便性のための同町内での等価交換でございます。従いまして周辺農地等への影響はないと考えております。それから12番についてでございますけども、これは親子間の贈与、受贈という形でございます。それから13番につきましても親子間の贈与、受贈という形でございます。それから14番、これにつきましても親子間の贈与、受贈という形でございます。13番の譲受人と14番の譲受人は兄弟という形でございます。従いまして、いずれも周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

11番の案件について2番 添田委員をお願いします。

2番：添田 俊之君

2番 添田です。11番の案件について説明いたします。譲渡人の[]さんという方がおられますけども、元々は兄が所有しておられました。約10年前から譲渡人が小作として使用されておりましたが、8年位前に譲渡人が亡くなり、そのまま小作として作っておられましたが、[]さんというのは元々の方の弟です。この方は松江市に住んでいるという話です。この土地はですね、譲受人の道路を挟んで真ん前にありまして、10年前から作っており他に影響はないと考えておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、8番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、9番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、10番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、11番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、12番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、13番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、14番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第4 議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから農地の区分は、第2種農地と判断します。転用の目的は、店舗併用住宅敷地で権利の種類は所有権の移転です。本件はすでに石像展示場として利

用されており追認案件となります。申請書には始末書が添付されております。このたびの許可申請に際し、農地法の手続きがされていないまま、畑が石像展示場として利用されていることが判明しました。これは譲渡人の亡父が、農地法によって農地利用が制限されていることを認識しておらず、知人の彫刻家に頼まれ、外部からの侵入を防ぐ意味合いもあり設置していたものでした。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えております。譲受人は屋外スタジオを併設する写真スタジオ店舗併用住宅の計画をするにあたり、適地を検討しておられました。本申請地は東に中海を配し、中海越しに大山が臨める絶景の写真撮影スポットであり、屋外ステージを活用した写真撮影業務に適しております。さらに安来市内や米子市からのアクセスも良好であります。また、自然が豊かで子育てをするにも最良の環境であり選定されたものであります。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は申請面積に対し■■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について1番 岩崎委員お願いします。

1番：岩崎 金己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を2班 8番 木戸委員お願いします。

8番：木戸 芳己君

8番 木戸でございます。4月の現地調査報告を行います。1時半より加藤主幹から現地調査案件の説明を受けた後に、永塚班長、添田委員、北川委員、渡邊克実委員、吉村委員と木戸、そして加藤主幹で現地に向かいました。現地では岩崎地元委員より説明を受けました。10ページの赤い斜線の位置図をご覧ください。右側に市道がありまして、その市道沿いに床版付きの3面コンクリート水路を設けて、北側の水と南側の水をこの中央付近に水を溜めて既設の横断埋設排水管、この市道の下を既設の配水管がありまして、それにて中海に排出いたします。西側の方から東側へはちょっとした勾配をつけて、雨水等は今、排水路を設けた道路側溝へ流します。北側はL型コンクリート擁壁を境界沿いに設け、土砂雨水の流出を防ぎます。この土地には事務局から説明がありましたが、店舗居宅木造2階建てを建設し、汚水は合併浄化槽を設置して道路側溝へ流出します。なお、この案件につきましては地元の同意書、土地改良の意見書、そして顛末書が添付してあり、よって現地調査班としては適当だと判断しました。皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 議第41号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、14ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権80件、面積11万3千162㎡、使用貸借権128件、面積16万5千16.6㎡、全体で208件、総面積が27万8千178.6㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君

皆さんお世話になります。令和6年度より農林振興課に異動してまいりました日向と申します。清水の後任でして中間管理事業の利用権設定を担当させていただいておりますので、また皆さんのお世話になることが多々あると思います。よろしくお願いします。それでは説明に入らせていただきます。議第41号についてご説明させていただきます。詳細は14ページから33ページまでです。今月の利用集積計画ですが、番号1から31までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号32から75までが農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

7番：北中 宏一君

いいですか。

議 長：齋藤 哲君

7番 北中委員。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。32番から65番のところを利用権設定を受ける者が振興公社で止まっていて、誰が作るのかわからないのですが、一括方式っていう方は誰が作るかが下に書いてあってわかりやすかったのですが、それがないっていうのはどうしてなのかと、あと最終的に誰にいったかもわかるようにしていただきたいのですが。お願いします。

農林振興課：日向 直之君

こちらの32番から65番までのところですが、こちらがいわゆる一括方式と分割方式と2種類ある方の分割方式になっておりまして、こちら最終的に利用権設定を受けるのはおだけさんでございます。

7番：北中 宏一君

全部。

農林振興課：日向 直之君

そうですね、これすべておだけさんが借りられます。

7 番：北中 宏一君

誰かわかったので良いですけど、今後こういう分割方式って今まであんまりなかったのですかね。分割方式の場合は受ける者の誰が作るっていうのが出ないって事なのですかね。

農林振興課：日向 直之君

そうですね、今までもこのような方式になっておりまして、分割方式ですと一旦、市から公告で地権者さんとしまね農業振興公社さんの間で集積計画を結びます。その後の公社さんから島根県の方に上がりまして、県の方が公告をして初めて最終的に利用者さんが確定するというふうになっておりますので、今までのものもここで止まっていたものになるので。今までも利用者の方の名前は書かれてこなかったですね。

7 番：北中 宏一君

前の事務局長の時だったと思うのですが、自分の担当地域の分を後で紙をもらっていたのですよね。そういう対応をまたよろしくお願いします。今回は全部一緒なので良いですけど。結局、分割だろうと一括だろうと別にどっちでも良くて、誰が作るのかわからない場合、担当地域で農地が誰か作る人が代わったけど、誰が作っているのかわからないという事態になるので、そうすると中間管理機構だと推進委員のハンコも押さないし、全然誰が作っているのかわからない田んぼが発生するのがちょっと嫌なのでよろしくお願いします。

農林振興課：日向 直之君

承知いたしました。ではまた農業委員会事務局さん経由でお渡ししようと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

いいですか。

7 番：北中 宏一君

はい。

議 長：齋藤 哲君

ほかにありませんか。ないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 報第37号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

34ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。35ページから36ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、11件で、すべて相続です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第7 報第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

37ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。38ページから39ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、3件で、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約3件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第39号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

40ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。41ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で更新の届出であります。届出者が島根県松江県土整備事務所長、事業名が、「宇賀荘第3地区農地整備事業（経営体育成型）」です。転用理由は作業ヤードです。転用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までで終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第9 議第42号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

42ページをご覧ください。このことについて、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の審議を求めるものです。「農業委員会による最適化活動の推進等について（局長通知及び課長通知）」に従い、

43ページから45ページにかけて審議していただく内容を載せています。45ページの真ん中の2. 最適化活動の活動目標の(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標をご覧ください。こちらについて前年度の目標の12日でしたが、令和5年5月29日付農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等についての一部改正について」において「目標設定にあたっては、前年度の活動日数の実績を踏まえて、意欲的な活動日数を設定するものとする。」と改正されましたので、前年度実績がおおよそ1月あたり12日であること、国の基準が1月あたり概ね10日であることなどを総合的に判断し、今年度の目標を昨年度と同様12日と設定しました。この目標の設定については、は農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、4月中にホームページで公表する予定です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第10回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時56分)